

再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務委託

(2) 業務内容

別添「再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

(4) 委託料上限額

本業務の費用の上限は1,699,500円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (2) 過去5年間に、プロモーション映像制作の実績が2回以上ある者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

#### 4 スケジュール

公募開始	令和6年6月5日（水）
質問受付期限	令和6年6月10日（月）正午まで
質問回答期限	令和6年6月12日（水）
参加表明書提出期限	令和6年6月18日（火）午後5時まで
参加可否連絡期限	令和6年6月20日（木）
企画提案書提出期限	令和6年6月26日（水）午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年7月8日（月）（予定）
選考結果HP公開	令和6年7月9日（火）（予定）
非選定理由説明受付期限	令和6年7月16日（火）正午まで（予定）
非選定理由回答期限	令和6年7月18日（木）（予定）
業務委託締結	令和6年7月19日（金）（予定）

※スケジュールは予定であるため、日時等変更する場合があります。

#### 5 参加方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

##### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要書（パンフレット等）

※ない場合は、会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日などを記載したもの（A4版）を提出すること。

ウ 法人の登記事項証明書（写し可）

※提出日の3か月以内に発行されたもの。

エ 誓約書（様式2）

オ 業務履行実績調書（様式3）

カ 市税の納付書の写し又は未納がない旨の納税証明書の写し

※全ての税目にかかる令和4年度分、および5年度分のうち納付期限が到来しているもの。納税証明書を提出する場合は、提出日前2か月以内に発行されたもの

##### (2) 提出先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所産業振興部新エネルギー産業推進室（秋田市役所3階）

電子メール：ro-inne@city.akita.lg.jp

(3) 提出期限

令和6年6月18日（火）午後5時までに新エネルギー産業推進室に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）又は電子メールにより提出すること。

(4) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 参加可否の連絡等

参加可否は、同年6月20日（木）までに電話で通知し、その後電子メールにより通知する。なお、参加できない応募者には、その理由を付して電子メールにより通知する。

## 6 質疑応答

実施要領、仕様書および企画提案書等に係る質疑については、質問書（様式4）により受け付けるものとする。

(1) 提出期限

令和6年6月10日（月）正午まで（必着）とし、電子メールにより新エネルギー産業推進室へ提出すること。

(2) 回答期限

提出された質疑に対する回答は、電子メールで令和6年6月12日（水）までに、質問者に回答する。なお、質問と回答は、新エネルギー産業推進室ホームページで公開するものとする。また、質問者の名称は公表しない。

## 7 企画提案書等の提出

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書

提案は、仕様書の内容に沿ったものとし、様式は自由、ただしA4版を基本とし、A3版等を用いる時は、A4サイズに折りたたんで提出す

ること。

企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、参加表明書提出時に通知するプレゼンテーション用の呼称を記載し、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名や記号等）を行わないこと。

イ 業務の実施体制

様式自由、ただしA4版とする。

ウ 見積書

様式自由、ただしA4版とする。また、金額は税込みとすること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出先

5(2)に同じ

(4) 提出期限

令和6年6月26日（水）午後5時までに新エネルギー産業推進室に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。郵送の場合は、必ず電話にて確認すること。

(5) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

8 企画提案に対するプレゼンテーションおよびヒアリング

次により企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリング（質疑応答など）を実施する。各提案者ごとの実施時間、集合場所などは、あらかじめ電子メールで通知する。

(1) 実施日時（予定）

令和6年7月8日（月）

(2) 実施場所

秋田市役所5-A会議室（秋田市役所5階）

(3) 出席者

3名以内

(4) 持ち時間

25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

(5) 機材等

スクリーンおよびプロジェクターは秋田市が用意する。その他の機器が必要な場合は、提案者が準備すること。

(6) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うものとし、新たな資料の提出は認めない。

9 受託候補者の選定

(1) 参加者からの企画提案書およびプレゼンテーションの内容、ヒアリングに基づき、再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会において審査をし、受託候補者を選定する。

(2) 評価項目および評価点などについては、別紙「再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務委託評価基準表」のとおりとする。

(3) 評価点が最高点の提案者を受託候補者に選定する。最高点が同点の場合は、審査委員会の協議により選定する。

また、2番目に高い提案者を次点候補者に選定し、最高点の提案者が辞退した場合や契約締結の交渉が不調のときは、次点候補者を繰り上げることとする。

(4) 受託候補者に選定する評価点の最低点は各評価項目の合計点の6割とし、審査員全員の評価点を合計し人数で除した点数がそれに満たない場合は、最高点の者であっても受託候補者に選定しないものとする。

(5) 応募者が1者であった場合も、プレゼンテーションおよびヒアリングは実施する。

(6) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により通知する。

(7) 受託候補者の決定後、選定結果、各提案者（選定されなかった者については会社名を除く。）の順位、評価点など選定の経過について、令和6年7月9日（火）を目処に新エネルギー産業推進室のホームページで公表する。

(8) 受託候補者に選定されなかった者は、令和6年7月16日（火）正午（予

定)までに、次に定めるところにより、電子メールで非選定理由について説明を求めることができる。回答は、同年7月18日(木)を目処に書面により行う。

ア 提出様式 様式自由、ただしA4版とする。

イ 提出場所 5(2)に同じ

ウ 受付時間 午前9時から午後5時までとする。

## 10 契約の締結

9により選定した者と契約の交渉を行う。交渉が不調のときは、次点候補者と契約の交渉を行う。

## 11 契約保証金

受託者は、契約締結の日から起算して7日以内に契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付しなければならない。ただし、受託者が、過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する場合は、この限りではない。

## 12 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類の記載およびヒアリングの説明や質疑応答に虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

## 13 留意事項

- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39

号) に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 市は業者選定後、選定した業者の企画提案内容に拘束されない。

(6) 提出後における提出書類の変更、修正、追加および再提出は認めない。

14 本件に関する問い合わせ先

秋田市新エネルギー産業推進室

担当者 佐々木、向川

電 話 018-888-5743

F A X 018-888-5732

E-mail ro-inne@city.akita.lg.jp